

平成二十六年一月三十日付け広島県報（定期）第八号に登載の広島県人事委員会規則第十号（職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則）の一部を次のように訂正する。

人事委員会事務局公務員課長

一	ページ		
五	行		
広島県人事委員会規則第十八号		誤	
広島県人事委員会規則第一号		正	